

Lアラート技術セミナー

▶▶ 運用開始・各種手続き編

I .運用開始に向けた留意事項

運用を開始するにあたり、「マスタ管理システム」の概要の説明と、マスタ管理システムで情報の発信/収集設定を作成する際に留意していただきたい項目を説明します。

詳細は公共情報コモンズWikiに掲載している「マスタ管理システム操作説明書」をご確認下さい。

1. マスタ管理システムについて
2. アカウント管理についての留意点
3. 発信設定作成時の留意点
4. 収集設定作成時の留意点

1. マスタ管理システムについて

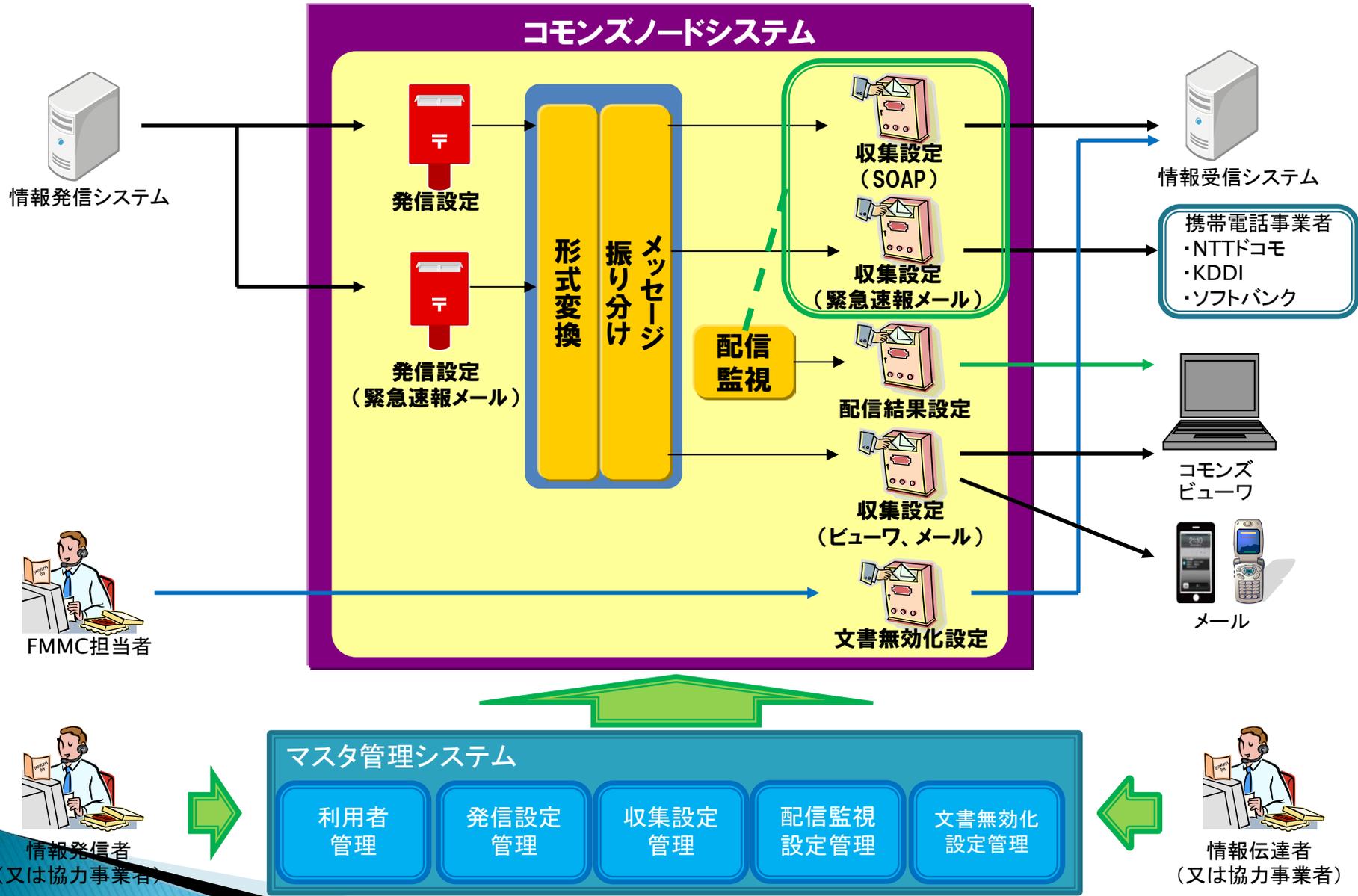
1. 機能紹介

マスタ管理システムは、利用者がLアラートを利用するにあたり、必要となる各種設定を行う目的で提供している。

機能	説明
利用者管理	利用者情報(アカウント)の登録・変更・削除を行う。 ・自主管理責任者(マスタ管理システムの操作)*1 ・一般利用者(情報発信/情報受信システム、コモンズツール)
発信設定管理	発信設定の登録・変更・削除を行う。 ・情報発信用の発信設定
収集設定管理	収集設定の登録・変更・削除を行う。 ・情報受信用の収集設定(SOAP、メール、コモンズビューワ) ・緊急速報メール配信設定
配信監視設定管理	監視設定の登録・変更・削除を行う。 ・SOAP配信結果情報の受信設定 ・緊急速報メール配信結果情報の受信設定
文書無効化設定管理	文書無効化設定の登録・変更・削除を行う。 ・文書無効化情報の受信設定

*1:Lアラートサービス利用者及び協力事業者の一部(連携システムの接続に関する契約を締結)に発行している。

<参考> マスタ管理システムとコモンズノードシステム



2. 利用方法

■ マスタ管理システムへのアクセス

マスタ管理システムは、Webブラウザよりアクセス出来る。アクセスに必要なURL及びアカウント情報は、本番環境及びテスト環境により異なり、以下の手段で、Lアラートサービス利用者に通知する。

- 本番環境
アカウント通知書(サービス利用応諾時に、応諾書と一緒に送付済)
- テスト環境
テストノード利用許諾書(テストノード利用申請後に送付)

■ 操作手順

マスタ管理システムで各種情報を登録等行う場合、以下の手順で実施する。

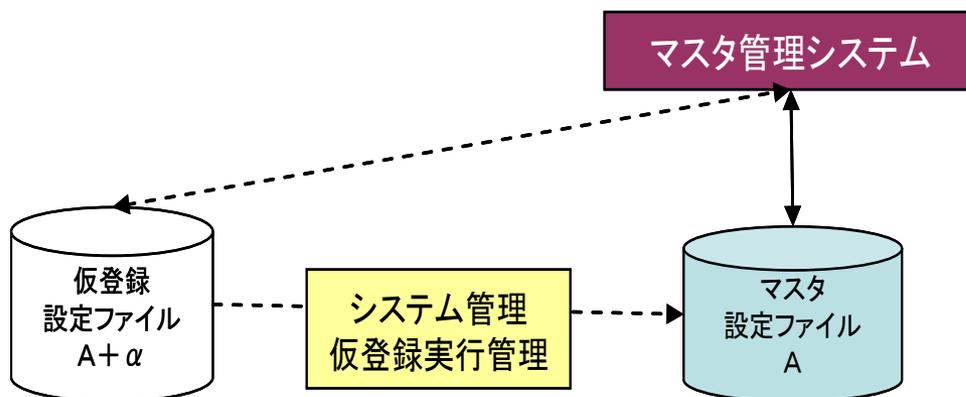
- マスタ管理システムへログイン
- 仮登録編集
- マスタへの反映(「編集集中の更新内容実行」)*1
- マスタ閲覧で登録／変更内容等が正しく反映されたかの確認
- マスタ管理システムからログアウト

***1: 良く忘れるポイント！忘れずに実施すること！**

<参考> 設定誤り防止策について

マスタ管理システムでは、操作ミス等による設定誤りを防止する目的で、2段階でのマスタ反映方式としている。

- 仮登録編集機能
各種設定の登録等を行う。この時点では、「仮登録設定ファイル」に登録される。
- 仮登録実行管理機能
仮登録ファイルに登録されている内容を、マスタに反映する。当機能を実行するまでは、仮登録ファイルに登録されている内容の変更・キャンセルが可能。





2. アカウント管理についての留意点

▶ 自主管理責任者

- Lアラート利用者には付与されている「自主管理責任者」アカウントはマスター管理システムの設定を行うためのアカウントです。

▶ 一般利用者

- 情報発信/受信システムに設定するアカウントとして、[メニュー:利用者管理]より「一般利用者」アカウントを作成して下さい。
- テスト的に作成したアカウント等、使用しなくなったアカウントは削除して下さい。

3. 発信設定作成時の留意点(1/2)

▶ 発信設定

- 情報発信システムから情報を発信するため、[メニュー: 発信設定管理]より発信設定を作成する必要があります。
→ 発信設定を作成すると接続ポイントURLが発行されますので、情報発信システムにURLを設定してください。
- テスト的に作成した発信設定等、不要な発信設定は削除してください。

UsernameToken認証

- 情報発信時、WS-SecurityのUsernameTokenで認証を行う場合、情報発信システムに「一般利用者」のID/パスワードを設定してください。

3. 発信設定作成時の留意点(2/2)

▶ 「発信制限」機能

- 発信設定の「発信制限」機能に注意してください。
→本番モードの発信情報をテストモードに変換する機能です。
本番利用開始までは、この設定を「利用する」とすることを強く推奨します。

▶ 「バリデート」機能

- 発信設定の「バリデート」機能を有効にしてください。
→発信されたXML文書が正しく記述されているかをチェックする機能です。
バリデート方式で「XML Schemaバリデート」を選択してください。

※「河川水位情報」や「雨量情報」は、バリデートの対象としないでください。
→河川水位情報や雨量情報を発信する場合は、発信設定を分けてください。

4. 収集設定作成時の留意点(1/2)

▶ 収集設定

- 情報受信システムに情報を受信するため、[メニュー:収集設定管理]より収集設定を作成する必要があります。
→収集設定を作成すると、接続ポイントURLが発行されます。収集設定作成後、直ぐに情報配信が開始されます。

※情報受信システムの受信準備が出来ていない場合、配信エラーが発生し、再配信を繰り返すことになり、コモンズノードシステムの負荷が高まります。収集設定の作成は、情報受信システムの受信準備が整った後に行ってください。

- 配信エラーの繰り返しによってコモンズノードシステムに負荷がかかりますので、不要な収集設定は削除してください。

4. 収集設定作成時の留意点(2/2)

- ▶ コモンズビューワで情報を受け取る場合の収集設定
 - 原則として、個別に収集設定を作成しないでください。
→コモンズビューワ操作マニュアル「14.全利用団体共有の収集設定/配信監視設定」に利用者共有の収集設定(接続ポイントURL)を記載しておりますのでご利用ください。
※コモンズビューワ操作マニュアルは公共情報コモンズWikiに掲載
- ▶ メールで情報を受け取る場合の収集設定
 - メールでLアラート経由の情報を受信することが可能です。
→メールの収集設定を作成し、送信先メールアドレスを設定してください。

Ⅱ.各種手続きについて

本資料では、連携システムの開発から運用が開始されるまでに必要となる手続きについて説明します。

- ・各手続きに使用する書式は公共情報コモンズWikiに掲載しています。
- ・作成、押印した申請書をPDF化し、メールにてLアラート運用センターへ提出してください。

※申請書の作成/提出はLアラートのサービス利用者が行ってください。
開発事業者からは申請を行えません。

1. 情報発信システム(情報発信者)に関わる手続き
2. 情報受信システム(情報伝達者)に関わる手続き

1. 情報発信システム(情報発信者)に関する手続き

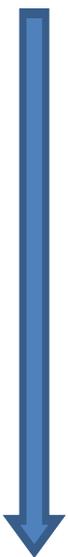
1-1. 手続きが必要になるタイミング

1-2. テスト環境利用申請

1-3. 本番環境への接続申請

1-4. 本番開始に向けた手続き

1-1. 【情報発信者】手続きが必要になるタイミング

時系列	動作	作業者	申請
	ローカル環境でのシステムの動作テスト	開発者	
	テストノード利用申請書の提出	利用者	★
	テスト環境に接続しシステムの動作テスト	開発者	
	テスト環境で適合検査を受ける	利用者	
	連携システム接続申請書の提出	利用者	★
	本番環境に接続しシステムの動作確認	開発者	
	本番利用開始通知書の提出	利用者	★
	本番運用開始	利用者	

1-2. 【情報発信者】テスト環境の利用申請(1/2)

時系列	動作	作業者	申請
	ローカル環境でのシステムの動作テスト	開発者	
	テストノード利用申請書の提出	利用者	★
	テスト環境に接続しシステムの動作テスト	開発者	
	テスト環境で適合検査を受ける	利用者	
	連携システム接続申請書の提出	利用者	★
	本番環境に接続しシステムの動作確認	開発者	
	本番利用開始通知書の提出	利用者	★
	本番運用開始	利用者	

1-2. 【情報発信者】テスト環境の利用申請(2/2)

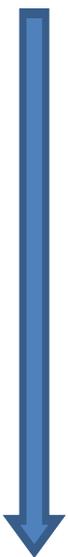
▶ テスト環境利用申請について

- ローカル環境での試験が終了後、テスト環境利用開始日の2週間前までに、利用申請をしてください。
- 申請書:【CMNS-C10-006:Lアラート テストノード利用申請書】
- 申請の確認後、テストノード利用許諾書をメールにてお送りします。

▶ テスト環境の利用について

- 本番環境に接続する前にテスト環境で情報発信システムの動作確認をしてください。
- テスト環境は複数の事業者で共用しますので、「テストノード利用の手引き」に従い適切な利用を心がけてください。
※「テストノード利用の手引き」は公共情報コモンズWikiに掲載

1-3. 【情報発信者】本番環境への接続申請(1/3)

時系列	動作	作業者	申請
	ローカル環境でのシステムの動作テスト	開発者	
	テストノード利用申請書の提出	利用者	★
	テスト環境に接続しシステムの動作テスト	開発者	
	テスト環境で適合検査を受ける	利用者	
	連携システム接続申請書の提出	利用者	★
	本番環境に接続しシステムの動作確認	開発者	
	本番利用開始通知書の提出	利用者	★
	本番運用開始	利用者	

1-3. 【情報発信者】本番環境への接続申請(2/3)

▶ 連携システム接続申請について

- テスト環境での適合検査完了後、本番環境に接続する前に接続申請してください。
- 申請書:【CMNS-C10-012:Lアラート 連携システム接続申請書】
- 当申請書にも記載していますが、その他提出資料も併せて提出してください。
 - ▶ 作業スケジュール／作業体制図
 - ▶ ハードウェア構成図／ソフトウェア構成図／ネットワーク構成図
- 申請の確認後、メールにて了承の旨を連絡します。

1-3. 【情報発信者】本番環境への接続申請(3/3)

▶ 情報発信に必要な各種設定

- マスタ管理システムの発信設定管理より「発信設定」を作成します。作成にあたっては、「マスタ管理システム操作説明書」と「3. 発信設定作成時の留意点」を参照してください。
- 緊急速報メールをLアラート経由で発信する場合、上記以外に設定が必要になります。
※設定に必要な「緊急速報/エリアメール配信機能開発ガイド」は限定公開のため、必要な場合は別途ご連絡ください。

1-4. 【情報発信者】本番開始に向けた手続き(1/2)

時系列	動作	作業者	申請
	ローカル環境でのシステムの動作テスト	開発者	
	テストノード利用申請書の提出	利用者	★
	テスト環境に接続しシステムの動作テスト	開発者	
	テスト環境で適合検査を受ける	利用者	
	連携システム接続申請書の提出	利用者	★
	本番環境に接続しシステムの動作確認	開発者	
	本番利用開始通知書の提出	利用者	★
	本番運用開始	利用者	

1-4. 【情報発信者】本番開始に向けた手続き(2/2)

▶ 本番利用開始の宣言

- 本番利用開始に先立ち、公共情報コモンズWikiの「本番利用開始(本番宣言)」ページに、団体名称と本番開始日時を記入してください。
- この宣言により、Lアラートサービス利用者(特に情報伝達者)が、本番利用を開始したことを認識します。

▶ 本番利用開始通知について

- 本番運用開始にあたり、事前に提出して頂きます。
- 申請書:【CMNS-C10-013:Lアラート サービス本番利用開始通知書】
- 申請の確認後、メールにて了承の旨を連絡します。

▶ 「発信制限」の解除

- 発信設定作成時に「発信制限:利用する」としている場合、必ず「発信制限:利用しない」と変更してください。
- 当作業を実施しない場合、本番モードでの発信が出来ませんので、忘れずに実施してください。

2. 情報受信システム(情報伝達者)に関する手続き

2-1. 手続きが必要になるタイミング

2-2. テスト環境利用申請

2-3. 本番環境への接続申請

2-4. 本番開始に向けた手続き

2-1. 【情報伝達者】手続きが必要になるタイミング

時系列	動作	作業者	申請
	ローカル環境でのシステムの動作テスト	開発者	
	テストノード利用申請書の提出	利用者	★
	テスト環境に接続しシステムの動作テスト	開発者	
	連携システム接続申請書の提出	利用者	★
	本番環境に接続しシステムの動作確認	開発者	
	本番運用開始	利用者	

2-2. 【情報伝達者】テスト環境の利用申請(1/2)

時系列	動作	作業者	申請
	ローカル環境でのシステムの動作テスト	開発者	
	テストノード利用申請書の提出	利用者	★
	テスト環境に接続しシステムの動作テスト	開発者	
	連携システム接続申請書の提出	利用者	★
	本番環境に接続しシステムの動作確認	開発者	
	本番運用開始	利用者	

2-2. 【情報伝達者】テスト環境の利用申請(2/2)

▶ テスト環境利用申請について

- ローカル環境での試験が終了後、テスト環境利用開始日の2週間前までに、利用申請をしてください。
- 申請書:【CMNS-C10-006:Lアラート テストノード利用申請書】
- 申請の確認後、テストノード利用許諾書をメールにてお送りします。

▶ テスト環境の利用について

- 本番環境に接続する前にテスト環境で情報発信システムの動作確認をしてください。
- テスト環境は複数の事業者で共用しますので、「テストノード利用の手引き」に従い適切な利用を心がけてください。
※「テストノード利用の手引き」は公共情報コモンズWikiに掲載

2-3. 【情報伝達者】本番環境への接続申請(1/2)

時系列	動作	作業者	申請
	ローカル環境でのシステムの動作テスト	開発者	
	テストノード利用申請書の提出	利用者	★
	テスト環境に接続しシステムの動作テスト	開発者	
	連携システム接続申請書の提出	利用者	★
	本番環境に接続しシステムの動作確認	開発者	
	本番運用開始	利用者	

2-3. 【情報伝達者】本番環境への接続申請(2/2)

▶ 連携システム接続申請について

- テスト環境でのテスト(特にSOAP通信エラーが発生していないこと)の完了後、本番環境に接続する前に接続申請をしてください。
- 申請書:【CMNS-C10-012:Lアラート 連携システム接続申請書】
- 当申請書にも記載していますが、その他提出資料も併せて提出してください。
 - ▶ 連携システムによる情報伝達者の運用状況調査票 ※公共情報コモンズWikiに掲載。
 - ▶ 作業スケジュール／作業体制図
 - ▶ ハードウェア構成図／ソフトウェア構成図／ネットワーク構成図
- 申請の確認後、メールにて了承の旨を連絡します。

▶ 情報受信に必要な各種設定

- マスタ管理システムの収集設定管理より「収集設定」を作成します。作成にあたっては、「マスタ管理システム操作説明書」と「4. 収集設定作成時の留意点」を参照してください。

2-4. 【情報伝達者】本番開始に向けた手続き(1/2)

時系列	動作	作業者	申請
	ローカル環境でのシステムの動作テスト	開発者	
	テストノード利用申請書の提出	利用者	★
	テスト環境に接続しシステムの動作テスト	開発者	
	連携システム接続申請書の提出	利用者	★
	本番環境に接続しシステムの動作確認	開発者	
	本番運用開始	利用者	

2-4.【情報伝達者】本番開始に向けた手続き(2/2)

1. 本番利用開始通知について

- 情報伝達者は本番利用開始通知書を提出する必要はありません。
- 連携システム接続申請書に記入した運用開始日時(予定)に従って運用を開始してください。

Ⅲ.その他 注意していただきたい点について

その他 注意していただきたい点について

▶ テスト環境について

- テストノード利用申請書は、Lアラートの利用責任者の方からお申込みをお願いします。
- テスト環境は、共通的な限られた資源です。繰り返しではありますが、必ずルールを守ってご使用をお願いします。
- 利用期間の終了までに、継続の必要がある場合は、利用申請書を忘れずに提出ください。期限がきたアカウントは削除させていただきます。なお、利用期間は最長1年間の設定が可能です。

▶ 連携システム接続について

- 連携システム接続申請書は、利用者責任者名と印を記載いただいたうえ、申込みをお願いします。
- 協力事業者(※注)経由でLアラートから情報を取得する場合は、上記申請は不要です。但し、忘れずに、運用状況調査票のご提示をお願いします。

(※注:「協力事業者の連携システムとの接続に関する契約」を締結した協力事業者)

<Lアラートに関するお問い合わせ先>

一般財団法人マルチメディア振興センター
(FMMC: Foundation for MultiMedia Communication)
Lアラート運用センター

- ▶ 住所
〒105-0001
東京都港区虎ノ門三丁目22番1号虎ノ門桜ビル2階
- ▶ 電話
(03) 5403-1090
- ▶ E-Mail
commons-info@fmmc.or.jp
- ▶ URL
<http://www.fmmc.or.jp/commons/>

※Lアラートサービス利用者には、専用アドレスを公開。